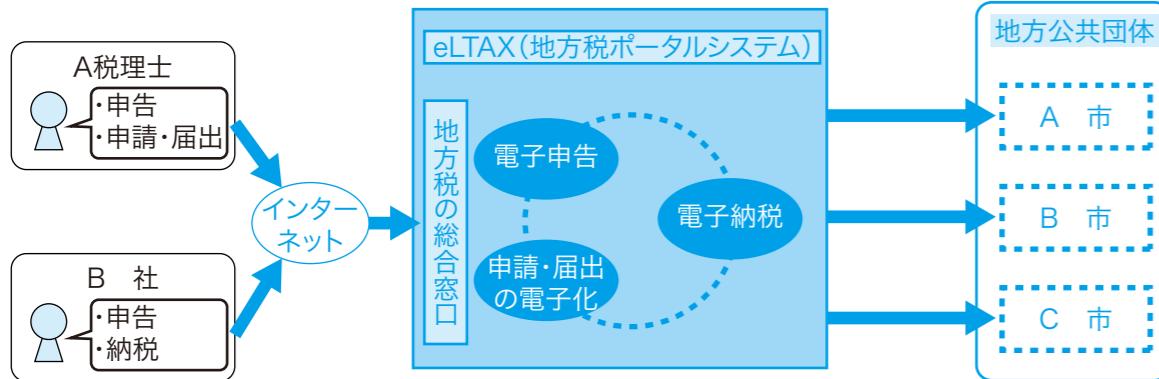


eLTAX(エルタックス)を利用した電子申告・電子納税

福岡市では、インターネットを通じた地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用した電子申告や電子納税の受付を行っています。

eLTAXの特徴

- ◎オフィスや自宅からインターネットを通じて申告や納税手続ができます。
- ◎地方公共団体ごとに作成した複数の申告を、1回のデータ送信操作でまとめて行えます(ただし、電子申告サービスを開始している地方公共団体に限ります。)。
- ◎無料のeLTAX対応ソフト(PCdesk、PCdesk Next)や市販の税務・会計ソフト(eLTAX対応ソフトに限ります。)で申告手続ができます。



電子申告・申請、電子納税等

現在、福岡市では以下の電子申告等をeLTAXで受付しています。

(eLTAXの新規利用にあたっては、事前に利用届出(申告先の地方公共団体や利用税目等の届出)をご提出ください。詳しくはeLTAXホームページをご確認ください。)

税目	電子申告※1	電子申請・届出※2	電子納税(共通納税)※2
個人市県民税(特別徴収)	・給与支払報告書 ・給与支払報告・特別徴収に関する 給与所得者異動届 ・普通徴収から特別徴収への切替届など	・特別徴収義務者の所在地・ 名称変更届出書	○
法人市民税	・予定申告 ・中間申告 ・確定申告など	・法人設立、設置届 ・異動届	○
事業所税	・資産割、従業者割の納付申告 ・免税点以下の申告 ・事業所用家屋貸付等申告など	・事業所等新設・廃止申告	○
固定資産税(償却資産)	・全資産申告 ・増加資産/減少資産申告 ・修正申告など	—	地方税お支払サイトでの 納付が可能 (詳しくはP68をご覧ください。)
市たばこ税	・申告 ・還付請求申告書	—	○
入湯税	・納入申告書	・特別徴収義務者経営申請書	○
宿泊税	・納入申告書(定額) ・納入申告書 特例申告(定額)	・特別徴収義務者登録申請書 ・申告納期限の特例適用者指定 申請書	○

※1 各税目共通様式にて更正請求書や納税管理人申告(申請)書等も利用できます。

※2 電子申請・届出(特別徴収義務者の所在地・名称変更届出、法人設立届出等)、電子納税は、eLTAXホームページ等から行うことができます。

◎共通納税

共通納税は複数の地方公共団体へ一括して電子納税することができます。マルチペイメントネットワークの仕組みを利用して、ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカード等により、自宅やオフィスから納税手続きを電子的に行うものです。

※ダイレクト納付とは、金融機関口座を指定して地方税を直接納付するもので、事前にeLTAXへの口座登録及び金融機関での口座振替の審査が必要になります。

※金融機関毎に利用可能な納付方法が異なります。詳しくはeLTAXホームページをご確認ください。

※クレジットカードでの納税には、納付額により決済手数料が必要となります。詳しくはeLTAXホームページをご確認ください。

【電子納税のご利用にあたっての注意点】

- 電子納税(共通納税を利用した納税)の場合、領収証書は発行されません。
領収証書が必要な場合は、納付書により金融機関の窓口で納税してください。
- 電子納税されてから、1週間前後で納税証明を請求される場合は、地方税お支払サイトで
納付履歴を確認する必要があるため、「履歴確認用番号」と「お支払時登録したメールアド
レス」をご用意ください。

●eLTAXの利用時間

平日8時30分～24時00分まで(土日祝日、年末年始を除く)

●eLTAX利用について

eLTAXの利用方法や詳しい電子申告・電子納税方法については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAX	検索 
-------	--

※eLTAXでは、所得税確定申告書の作成はできません。